

犯罪被害者等への支援内容

●神奈川県、近隣市、類似団体の支援内容

		神奈川県	葉山町	逗子市	鎌倉市	横須賀市	寒川町	湯河原町	愛川町
条例施行日		平成21年4月1日		令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和4年4月1日	平成15年4月1日	令和5年4月1日	令和7年10月1日
経済的負担の軽減	遺族見舞金	70万円	30万円	30万円	30万円	30万円	50万円 ※犯給支給裁定者のみ	50万円	30万円
	重傷病見舞金	40万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円 ※犯給支給裁定者のみ	10万円	10万円
	性犯罪被害見舞金	—	10万円(不同意性交等) 5万円(不同意わいせつ等)	10万円(不同意性交等) 5万円(不同意わいせつ等)	10万円(不同意性交等) 5万円(不同意わいせつ等)	10万円(不同意性交等) 5万円(不同意わいせつ等)	—	10万円 (不同意わいせつ含む)	10万円(不同意性交等) 5万円(不同意わいせつ等)
	その他	【転居見舞金】 自宅等での犯罪行為による被害により、転居を余儀なくされた者(20万円)	—	—	—	【見舞金の併給】 遺族、重傷病、性犯罪被害の各見舞金 が、1事件合計30万円を超えない範囲 で併給可能	—	—	—
日常生活の支援	家事及び介護等費用	—	1事件60時間まで (1時間4,000円上限)	1事件60時間まで (1時間4,000円上限)	1事件60時間まで (1時間4,400円上限)	1事件72時間まで (1時間4,000円上限)	—	—	1事件60時間まで (1時間4,000円上限)
	配食費用	—	1事件1人30回まで (1人1回1,000円上限)	1事件30回まで (1人1回1,000円上限)	1事件30回まで (1人1回1,000円上限)	1人30回まで (1人1回1,000円上限)	—	—	1事件30回まで (1人1回1,000円上限)
	一時保育費用	—	1事件1人10回まで (1人1日4,000円上限)	1事件10回まで (1人1日4,000円上限)	1事件10回まで (1人1日5,500円上限)	1事件10回まで (1回2,500円上限)	—	—	1事件10回まで (1人1日3,000円上限)
	一時預かり費用	—	1事件1人10回まで (1人1日4,000円上限)	1事件10回まで (1人1日4,000円上限)	—	—	—	—	1事件10回まで (1人1日7,200円上限)
	その他	【直接支援】 警察、裁判所、病院などへの付添いや それに付随する生活支援	—	—	【学習支援・修学支援・就労準備支援】 (各1事件60,000円上限)	—	—	—	—
住居の支援	転居支援	民間賃貸住宅の情報提供 (入居契約時の仲介手数料無料)	1事件1回まで (1回20万円上限、条件付きで 2回まで)	1事件1回まで (1回20万円上限、条件付きで 2回まで)	1事件1回まで (1回20万円上限、条件付きで 2回まで)	1事件1回まで (1回20万円上限、条件付きで 2回まで)	—	—	1事件1回まで (1回20万円上限、条件付きで 2回まで)
	公営住宅	原則3か月以内	—	一時入居の斡旋	市営住宅 目的外使用	市営住宅 目的外使用	—	—	—
	緊急避難	一時避難 (県3泊まで、県警原則3泊延泊可)	一時避難 (県制度利用者に延泊2泊)	一時避難 (県制度利用者に延泊2泊)	一時避難 (県制度利用者に延泊2泊)	一時避難 (県制度利用者に延泊2泊)	—	—	一時避難 (県制度利用者に延泊2泊)
法律相談		1事件2回まで	1事件2回まで	1事件2回まで	1事件2回まで	1事件1回まで (条件付きで2回まで)	—	1事件2回まで (町長が認めれば延長可)	1事件2回まで
カウンセリング		1事件原則10回 ※県警制度 上限3年、回数制限なし	1事件10回まで (1回60分目安)	1事件10回まで (1回60分目安)	1事件10回まで (1回60分目安)	1事件5回まで (必要に応じて10回まで)	—	—	1事件10回まで (1回60分目安)
その他支援		※県警制度 【精神科受診費用】 診察料、処方薬代等(上限3年、一部 制限あり) 【ハウスクリーニング】 上限なし	—	—	—	—	—	—	—